

三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者雇用に実績のある企業（以下、「応援する企業」という。）と新たに障がい者雇用を進めたい企業（以下、「応援される企業」という。）を「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」（以下、「三重県障がい者雇用ネット」という。）として募集・登録し、障がい者雇用を検討している企業間の情報交換・交流・協力の仕組みを構築することにより、障がい者雇用の推進に資することを目的とする。

(活動内容)

第2条 三重県障がい者雇用ネットに応援する企業として登録した企業は、前条の目的を達成するため、次のいずれかの活動を行う。

- (1) 職場見学を希望する県内企業関係者等の受入れ
- (2) 応援される企業等からの障がい者雇用に関する相談に対する助言
- (3) 職場実習を希望する障がい者の受入れ
- (4) 県が主催、協賛または後援する障がい者雇用に関する講演会・イベント等での自社の障がい者雇用事例の紹介、講演
- (5) 障がい者が制作する商品のアドバイザー、講師の派遣

(登録要件)

第3条 県は、下記の要件を満たす企業を登録するものとする。

- (1) 県内に主たる事務所または事業所を有すること。
- (2) 応援する企業は、前条の活動内容のいずれかに協力することを表明する企業のうち、下記の要件を満たしていること。
 - ①常用労働者数43.5人以上規模の企業については、過去3年間法定雇用率を満たしていること。
 - ②常用労働者数43.5人未満規模の企業については、過去3年間1人以上障がい者を雇用していること。
- (3) 応援される企業は、自社における障がい者雇用を進める意思を有していること。

(登録申込み)

第4条 登録を受けようとする者は、知事に「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録申込書」（様式1）を提出するものとする。

(登録等)

第5条 知事は、登録要件を確認の上登録を決定し、「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録証」（様式2）を交付する。

- 2 登録企業（事業所）は、登録内容に変更があった場合、速やかに「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録変更届」（様式3）を知事に提出するものとする。
- 3 登録企業（事業所）は、登録を辞退しようとする場合、「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録辞退届」（様式4）を知事に提出するとともに、交付された「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録証」を返還するものとする。

(県の支援)

第6条 知事は登録企業（事業所）に対し、次の支援を行う。

- (1) 県のホームページ等において、登録企業（事業所）名・業種、所在地・連絡先等を公表し、三重県障がい者雇用ネットの登録企業である旨を周知する。

(2) 登録企業は、広告、商品パッケージ等に三重県障がい者雇用ネット登録企業である旨を表示することができる。

(登録の抹消)

第7条 知事は、登録企業（事業所）が、法令に違反した場合、またはその登録企業（事業所）として適当でなくなったと認められる場合に、登録を抹消することができる。

2 知事は、前項に基づき登録を抹消するときは、当該登録企業（事業所）に通知するものとする。

3 登録を抹消された登録企業（事業所）は、交付された「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録証」を知事に返還しなければならない。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年6月23日から施行する。

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 応援する企業について、令和3年3月1日より前に登録企業（事業所）であったものが、令和3年3月1日以降に適用される法定雇用率について第3条第2号①の登録要件を満たさなくなったときは、他の第3条各号の登録要件を満たしている場合、令和3年2月28日までの間に限り、応援する企業としての登録企業（事業所）とする。

【様式1】

三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録申込書

年 月 日

三重県知事 あて

企業(事業所)名

代表者

三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録制度要綱第4条の規定により、下記のとおり申込みます。

区分	希望する区分にレ点を記入	<input type="checkbox"/> 応援する企業 <input type="checkbox"/> 応援される企業				
企業概要	所在地等	〒				
	事業内容					
	連絡担当者名	部課名	職	氏名		
	連絡先	電話	FAX			
	メールアドレス					
	ホームページアドレス					
総従業員数						
登録基準に係る事項	常用雇用障がい者数	身体障がい者	人(うち重度	人)		
		知的障がい者	人(うち重度	人)		
		精神障がい者	人			
		発達障がい者	人	その他	人	
		合計	人			
	障がい者実雇用率 (45.5人以上企業)	年	%	年	%	年
※労働局に報告している雇用率を記載してください。						
障がい者雇用数 (45.5人未満企業)	年	人	年	人	年	人
応援内容	※応援する企業について、応援が可能な内容全てにレ点を記入	<input type="checkbox"/> 職場見学を希望する県内企業関係者等の受入れ <input type="checkbox"/> 障がい者雇用を進めようとしている企業からの相談に対する助言 <input type="checkbox"/> 職場実習を希望する障がい者の受入れ <input type="checkbox"/> 県が主催、協賛または後援する障がい者雇用に関する講演会・イベント等での自社の障がい者雇用事例の紹介、講演 <input type="checkbox"/> 障がい者が制作する商品のアドバイザー、講師の派遣				
その他	※応援される企業について、応援してほしい内容					

※総従業員数、常用雇用障がい者数は、貴事業所で現在雇用している人数をご記入ください。

【様式2】

第 号

三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録証

企業(事業所)名

所在地

貴社(事業所)を、三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録制度要綱第5条の規定により、三重県障がい者雇用推進企業ネットワークに登録します。

年 月 日

三重県知事

【様式3】

三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録変更届

年 月 日

三重県知事 あて

企業（事業所）名

代表者

三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録制度要綱第5条の規定により、下記のとおり変更届を提出します。

登録証番号	第 号			
変更事項 (該当するものに レ点を記入)	<input type="checkbox"/> ①登録区分の変更（「応援する企業」↔「応援される企業」） <input type="checkbox"/> ②企業（事業所）の名称変更 <input type="checkbox"/> ③所在地の変更 <input type="checkbox"/> ④代表者の変更 <input type="checkbox"/> ⑤その他（ ） 			
変更内容	変更前			
	変更後			
変更年月日	年 月 日			
登録基準に係る事項 (①登録区分を 「応援される企業」 または 「応援する企業」 へ変更する場合のみ 記入)	総従業員数	人		
	常用雇用 障がい者数	身体障がい者	人(うち重度	人)
		知的障がい者	人(うち重度	人)
		精神障がい者	人	
		発達障がい者	人	その他 人
合計		人		
障がい者 実雇用率 (45.5人以上 企業)	年	%		
	年	%		
	年	%		
	※労働局に報告している雇用率を記載してください。			
	年	人		
障がい者雇用数 (45.5人未満 企業)	年	人		
	年	人		
	年	人		
応援内容 (「応援される企業」 から 「応援する企業」へ 変更する場合のみ、 応援が可能な内容全 てにレ点を記入)	<input type="checkbox"/> 職場見学を希望する県内企業関係者等の受入れ <input type="checkbox"/> 障がい者雇用を進めようとしている企業からの相談に対する助言 <input type="checkbox"/> 職場実習を希望する障がい者の受入れ <input type="checkbox"/> 県が主催、協賛または後援する障がい者雇用に関する講演会・イベ ント等での自社の障がい者雇用事例の紹介、講演 <input type="checkbox"/> 障がい者が制作する商品のアドバイザー、講師の派遣			

【様式4】

三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録辞退届

年　　月　　日

三重県知事 あて

企業（事業所）名

代表者

年　　月　　日付けて登録のあった三重県障がい者雇用推進企業ネットワークについて、下記の理由により辞退するので届け出ます。

記

(辞退の理由)

※登録証を返還できない場合は、その理由も記載するものとする。